

事 業 計 画 書 目 次

[建築局]

11 款1項3目 公共建築物長寿命化対策費 (単位:千円)

計画 書頁	事 業 名	令和8年度		令和7年度		増△減		新規 ・ 拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	公共建築物長寿命化対策事業	4,157,512	4,157,512	3,554,339	3,554,339	603,173	603,173	
2	建築基準法第12条点検業務費	209,711	209,711	209,711	209,711	0	0	
	計	4,367,223	4,367,223	3,764,050	3,764,050	603,173	603,173	

事業スケジュール	事業対象となる施設数に応じ、築年数が経つに連れ必要となる事業量は増加していきます。現状の保全の仕組みを構築して以来、法12条点検の原則一元実施、施設管理者点検の強化など、制度運用等を工夫しながら効率的な保全対策工事の実施を進めています。更に、2050年の「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、既存施設のZEB化を進めていきます。
事業開始年度	平成17年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 長寿命化対策工事	4,089,512	3,490,339	599,173	局間異動額が前年度より少額となつたため
	2 劣化調査点検委託	68,000	64,000	4,000	委託費推定上昇率等による
	細事業合計	4,157,512	3,554,339	603,173	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 菅野 和広	係長 藤田 幸三	
--	-------------	-------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	建築局	保全推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2
歳出予算科目	一般会計	11 款 1 項	3 目	政策群番号	99	施策群番号 90
事業名称	建築基準法第12条点検業務費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	209,711	0	0	0	0	209,711
令和7年度	209,711	0	0	0	0	209,711
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	162,338	209,711	209,711	209,711	209,711
市債+一般財源	162,338	209,711	209,711	209,711	209,711
決算 事業費	169,922	192,584			
市債+一般財源	169,922	192,584			

事業概要 (アクティビティ)	建築基準法に定められた点検を実施する。 (平成22年度まで各局で実施していたが、効率的執行、情報集約を目的に、平成23年度から原則建築局に一元化して実施。平成23年度は各局予算の令達替え)																															
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度																								
12条点検施設数	単位	目標	482	490	498	500	500	500																								
	施設	実績	484	488																												
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度																								
「長寿命化対策事業での対応を検討すべき不具合」を確認した施設数	単位	目標	100以下	100以下	100以下	100以下	100以下	100以下																								
	施設	実績	81	84																												
事業目的	建築基準法第12条点検業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項で施設管理者に義務付けられている。																															
背景・課題	建築局では平成23年度から点検を開始し、現在では約500施設を対象として点検を実施している。 点検結果については、各区局のファシリティマネージャーに報告し、不具合については長寿命化対策事業での対応も含めて是正する。 施設管理者による簡易点検の情報も踏まえ、劣化調査と12条点検をより効率的・効果的に実施しており、8年度も引き続き長寿命化対策事業を推進していく。																															
根拠法令・方針決裁等	建築基準法第12条第2項及び第4項																															
根拠・データ等	<p>・約500の施設に対して点検を実施し、所管局を通じて各施設に不具合箇所の指摘と是正についての報告を行っている。</p> <p>(各年度実績) R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度</p> <table> <tr> <td>建築局実施12条点検施設数</td> <td>495</td> <td>484</td> <td>481</td> <td>482</td> <td>488</td> </tr> <tr> <td>建築点検施設数</td> <td>152</td> <td>181</td> <td>153</td> <td>159</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>建築設備点検施設数</td> <td>494</td> <td>484</td> <td>480</td> <td>482</td> <td>488</td> </tr> <tr> <td>防火設備点検施設数</td> <td>324</td> <td>323</td> <td>324</td> <td>332</td> <td>333</td> </tr> </table>								建築局実施12条点検施設数	495	484	481	482	488	建築点検施設数	152	181	153	159	186	建築設備点検施設数	494	484	480	482	488	防火設備点検施設数	324	323	324	332	333
建築局実施12条点検施設数	495	484	481	482	488																											
建築点検施設数	152	181	153	159	186																											
建築設備点検施設数	494	484	480	482	488																											
防火設備点検施設数	324	323	324	332	333																											
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度：建築局にて一元的に開始。同年各局予算の令達替え。 平成23年度～令和3年度：約500施設に対して12条点検を実施し、各局へ報告、是正に取り組む。 平成建築基準法の改正に伴い、平成30年度から防火設備の点検が追加され、約330施設の毎年の点検を予定 																															
事業開始年度	平成23年度																															

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 12条点検委託費	209,711	209,711	0	
	細事業合計	209,711	209,711	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	菅野 和広	係長	梅嶋 彰	
--	----	-------	----	------	--